

国内経済要録

◇政府系金融機関の貸付基準金利等の引上げ

1. 日本開発銀行、中小企業金融公庫等の政府系金融機関では、このほど長期金利改訂の一環として、貸付基準金利を0.5%引き上げ、10月15日新規貸付分から実施した。主なものは別表(1)のとおり。
2. 商工組合中央金庫は、貸付実行金利を別表(2)のとおり引き上げ、10月15日新規貸付分から実施した。

政府系金融機関の貸付基準金利等

(1) (単位・年%)

	変更後	変更前
開発銀行 貸付基準金利	9.9	9.4
中小公庫一般貸付基準利率	9.4	8.9
国民公庫普通貸付 //	9.4	8.9
北東公庫貸付 //	9.7	9.2
環境衛生公庫貸付 //	9.4	8.9
公営公庫貸付 //	8.9(注)	8.5

(注) 昭和50年4月1日から9.0%となる。

(2) (単位・年%)

	変更後	変更前	
商工中金貸付実行利率			
組合貸	1年未満	9.625	9.25
	1年以上～5年以内	9.90	9.40
	5年超	10.00	9.50
構成員貸	1年未満	9.75	9.375
	1年以上～5年以内	10.10	9.60
	5年超	10.20	9.70

◇住宅ローン金利の引上げ

都市銀行各行では、このほど住宅ローンの金利を一律0.48%引き上げ、10月中ごろから新規貸付分について実施した。改訂後金利(提携ローンの場合は次のとおり)。

期間	改訂後	改訂前
5年以下	年 8.88%	年 8.4%
10年以下	年 9.18	年 8.7
20年以下	年 9.48	年 9.0

◇中小木材工業者ならびに中小機械工業者に対する緊急融資措置

都市銀行、地方銀行および信託銀行では、中小木材工業者ならびに中小機械工業者の経営状況にかんがみ、これら業界に対して本年1月に設定した「中小企業救済特別融資枠」によって総額500億円の緊急融資(中小木材工業者向け200億円、中小機械工業者向け300億円)を行うことを決定した(10月中旬受付開始、12月末までに実行)。

◇民間設備投資等にかかる融資の抑制および金融機関の店舗等の設備投資の抑制に関する大蔵省指導通達

大蔵省は、9月27日の閣議了解(注)を受けて、同日、民間設備投資および民間建築にかかる資金の融通については49年度下期においても引き続き抑制的に取り扱うよう、各金融団体に指導通達(「設備投資にかかる資金の融通について」)を行った。

(注) 民間設備投資および建築投資については、48年12月22日の閣議了解(「当面の緊急対策について」)によって、昨年12月以降、「原則として新規着工を見合わせ、既着工のものについても極力その施行の繰延べまたは規模の縮小を行う」こととされてきたが、49年度下期についても同措置を継続することが閣議了解された。

また、49年度下期における金融機関の店舗等の設備投資についても、同日付で、上期抑制措置の趣旨に沿って引き続き抑制に努めるよう、各金融機関代表者に指導通達した(「昭和49年度下半期における金融機関の店舗等の設備投資の抑制について」)。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更等に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(単位・年%)

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	13.375	13.375	13.625	13.625
10月24日以降	13.250	13.250	13.500	13.500
28日々	12.875	12.875	13.125	13.125